平成22年2月16日

名古屋市議会基本条例制定研究会　協議事項（第6回）

1　前回研究会の研究課題シートの整理
・④（予算等の議会への説明）、⑥（会議の運営原則）、⑦（委員会活動）、⑧（反問権を含む質疑応答）、⑬（図書室の充実）

2　研究課題シート全体のまとめ
・研究課題シート①から⑭まで
・名古屋市議会基本条例骨子座長案、議会基本条例の構成イメージ

3　分科会の設置

4　その他

名古屋市議会基本条例案　研究課題シート①

(1)議会の役割及び活動原則を明記

・議員は市民の代表として選挙により選ばれた。
・議案の審査、政策形成のための調査研究を行う。
・市民の代表として誠実かつ公正な職務の遂行。
・長期的な展望を持ち、的確に判断する。

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■地方自治法、会議規則の規定に基づく職務遂行	■川崎市議会基本条例 （議会の役割及び活動原則） 第３条　議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。 (1)議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。 (2)市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3)市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。 (4)意見書、決議等により、国への意見表明等を行うこと。 ２　議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1)議会活動の公正性及び透明性を確保すること。 (2)市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。 (3)議会の役割を不断に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。 （議員の役割及び活動原則） 第４条　議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。 (1)議会の会議、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「会議等」という。)において議案等の審議、審査等を行うこと。 (2)市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。 (3)各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。 ２　議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1)市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと。 (2)市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、的確な判断を行うこと。 (3)自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努めること。	○議員の役割は、直接民主主義で不足していることを間接民主主義によって補完することだ。 ○市長は独任性に対し、議会は多様な意見を反映しているので、多くの市民の声を反映させるべきだということを条例に書き込むべきである。 ○市長の追認機関にならないように気をつけないといけない。予算案に対するタウンミーティングを開催すべきである。 ○議員に対する市民の評価は、地域活動が一番評価され、議会活動はあまり評価されないという土壌がある。 <学識経験者の意見> ○組織運営において、コストがかからないようにすれば、個人に権限が集中し、その結果市民にとって恐ろしい事態になるので、その反省のもとに三権分立がある。 ○民主主義は手間とコストがかかるが、これをかけることが市民の利益につながる。 ○議会がチェック機能を果たせなくなったら、大政翼賛会と同じになってしまい、それがどういう結末になったかを忘れてはいけない。 ○市長の思いは理解できるが、制度をかえたときの弊害を考え、慎重に考えるべきである。	<骨子座長案> （議会の役割及び活動原則） １　議会は、次に掲げる役割を担う。 (1)議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行う。 (2)市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行う。 (3)市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行う。 (4)意見書、決議等により、国への意見表明等を行う。 ２　議会は、前項の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。 (1)市民の多様な意見を議会審議に反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議と討論を行う。 (2)積極的に情報公開を進めるとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行い、様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たす。 (3)充実した審議及び政務調査を通して、議会の本来の機能である政策決定を行うため、市長等とは常に必要な緊張関係を保持する。 （議員の活動原則） １　議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。 (1)議員は、市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議と討論を尽くし、本市の意思決定を行う。 (2)議員は、自らの議会活動を市民にわかりやすく説明する。 (3)議員は、市民の代表として自覚をもって、研さん、研修等を通じ、常に自らの資質向上に努めるとともに、広い視点と長期的展望を持って的確な判断を行う。

1/2

	■三重県議会基本条例 （議員の責務及び活動原則） 第４条　議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。 ２　議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質向上に努めるものとする。 ３　議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。 ４　議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。		(4)議員は、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する <継続課題> ○民主主義確保のためにコストの適正化を図る。 ○市民の声を反映する方策を検討する。

名古屋市議会基本条例案　研究課題シート②

(2)会派の位置づけを明確化

・議会活動を円滑に実施するために会派を結成
・会派は、議員の活動を支援する。

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■議会運営委員会運営要綱による交渉会派としての位置づけ、政務調査費の交付対象としての位置づけ	■川崎市議会基本条例 (会派) 第５条　議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。 ２　会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努める。 ■三重県議会基本条例 (会派) 第５条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 ２　会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	○会派は、議員同士の自由討議の唯一の場だが、このような内部情報は市民に伝わらないので課題だ。 ○会派の結成は、強制されるものではないから、条文化する場合には、文言に留意すべきである。 ○５大市は、政党別になっており、会派は必要なものだ。 ○議員の仕事している姿をどう見せるかが難しいが、市民に判断材料を出していくべきだ。 ○会派の設置は、義務づけではない。 <学識経験者の意見> ○市議会の会派を国政レベルと同じに考えてはいけない。 ○国ならば会派で方針を出すことはあるが、市議会の中で大きな違いがあるようには見えず、各々自分の判断でやってよいのではないか。 ○誰がどういう考えであるのか、マスコミも報道すべきである。 ○会派位置づけを明確すべきである。 ○会派は地方では機能していない。選挙時に会派で政策を掲げているわけではないし、違う考えの人が政党に入っていたりする。	<骨子座長案> １　議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。 ２　会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整を行い、合意形成に努める。

（3）市長との関係を明確化　　・二元代表の下、適切な緊張関係を保つ。

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■議会は二元代表制の下、市長等との緊張関係を保ちながら、議決機関としての役割を果たしている。	■　川崎市議会基本条例 （市長等との関係の基本原則） 第６条　議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。 （議決事件） 第８条　地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 （１）　地方自治法第２条第４項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定又は変更 （２）　市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更 （３）　姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの ■　三重県議会基本条例 （知事等との関係の基本原則） 第８条　議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。 ２　議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。 ■　三重県議会における取り組み ○　各種計画づくりの審議会等において議員が委員として就任することを原則として辞退 ○　充て職による県出資法人等の役員就任の見直し ○　委員会県内調査への執行機関の随行の取り止め ＜地方自治法＞ 第９６条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 （略） ２　前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。	○市長との関係で役割を規定すべきである。 ○市長が独断できるものと、議会の議決が必要な事項を検討すべきである。 ○議会と市長との緊張関係の保持や高い倫理性の保持を条例に書き込んではどうか。 ○市長との関係も適正な会期の設定で検討できないか。 ○緊張関係のある今の市長がいるうちに議論した方がいい。 ＜学識経験者の意見＞ ○今回の議会と市長との対立は、本来予定されていた姿で望ましいものだ。 ○市長から提案があるまで課題となっている事項が議題にならなかったことを反省すべきである。	＜骨子座長案＞ １　議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を活かし、市長等との緊張関係を保ちながら、本市の意思決定を行うとともに、市長等の事務の執行について監視及び評価を行い、政策立案及び政策提言に取り組む。 ２　議会は、その役割を適切に果たしていくため、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事項として、別に定める。

名古屋市議会基本条例案　研究課題シート④

(4)予算等の議会への説明のルール化　　・予算や決算を議会に提出する際には、市長は施策別又は事業別に資料で説明する。

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■予算議案、決算認定案に資料添付 ■予算議案説明会の開催	■川崎市議会基本条例 （議会への説明等） 第７条　予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画（市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいう。以下同じ。）等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。 ２　市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。 ３　市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。 ■　三重県議会基本条例 規定なし	○予算について、各常任委員会では、説明はそこそこやっていると思うが、各局による説明は縦割りで、別の委員会の局のことは議論ができない。他議会を見ると予算特別委員会等で議論している。委員会ごとの議論がいいのか議論が必要だ。 ○予算等の議会への説明のルール化については、一定のことはされている。 ○市民の声を予算のときにも活かしていくことが重要だ。会派ごとに毎年予算要望を出しているが、それが各局にどう活かされているのか見えにくい。予算立てで案件がまとまった段階でその要望をどう活かしているのか見えるようにするのが望ましい。 ○予算について、常任委員会ごとの審議だと個別具体的に議論できる利点があるが、局間に渡る総合的な予算の審議のあり方について議論が必要。 ○所管事務調査の中では、「来年度予算に関わるから」という声が当局・議会から出る。予算は、２月定例会の１ヶ月間で議論しているのみであり、議会側がむしろルールに縛られている。予算先議は法制化されていない。「市長の予算編成権を侵害するおそれがあるからやめて」と言っているだけ。これでは他局に渡る議論ができない。年間を通じた議論がしたい。予算特別委員会で総括をして、常任委員会で個別にやるとか、本会議の日にちを十分確保する等、議論を深める方法があってもいい。 ○予算編成で事業別・施策別の資料をつくってもらって、要望がどう実施されているのか、予算編成前にも審議できないか。予算審議ルールの見直しが必要だ。どんな方法があるか、予算議会を充実させることが大事だ。 ○名古屋市民も税金・予算がどう反映されているか関心が高まっている。これまでのやり方を見直す検討が必要だ。予算特別委員会や決算特別委員会をインターネットで放映している他都市がある。これを含めて中身が見えるようにすることが大事だ。 ○10%減税の議論のとき、議会側は財源を具体的に示すよう６月から言ってきたが、市側は「予算に関わるからだめだ」と言い、１月 12 日にやっと議会へ説明があった。減税に反対していたわけではなく、資料がないから審議できないというのが実態だった。予算に関わるところを議論できないままに済ませるのはよくない。 ○予算審議について、以前決算委員会は特別委員会方式だったが、局別に戻した経緯がある。全議員が議論できるので、これはこれでいい。全議員が関わりを持ちながら局別なら局別で議論できている。特別委員会方式に戻すのはいかがなものか。 ○従来の発想・議論ではいけない。代表質問で３日、委員会で１局３日の議論では解決できなければ、さらにもう１回本会議で包括的な質疑を一問一答でやる等、ゼロポイントでの発想の転換が必要だ。型を破り極端なことをやって、問題点を整理する仕組みのつくり方をしていくべきだ。過去の経過があり、そ	＜骨子座長案＞ １　市長等は、予算編成過程において、可能な限り、市民や議会への資料の公表に努める。 ２　市長等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は市政に係る重要な政策及び施策を提案するときは、実施に係る財源措置、将来に亘るコスト計算等の資料を添えて、議会にそれらの内容をわかりやすく説明するように努める。 ３　市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するように努める。 ４　市長等は、予算の調製又は市政に係る重要な政策若しくは施策の立案に当たっては、議会の政策提言の趣旨を尊重しなければならない。 ＜継続課題＞ ○予算・決算に関わる審議をどの委員会で行うかを含め、審議のあり方を検討する。

1/3

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
		ういう議論の手法を先輩方がつくり上げてきたことも事実だが、我々がふさわしいと考えることをやり、法律に抵触しているかどうかを事務局に協力をしてもらうといった発想の転換が求められている。 ○予算の性格が予算の審議に大きく影響している。以前でも、与党が反対したいことはあったが、予算はトータルとして判断するものだ。市長が党議拘束を外せというなら、予算をバラバラにして持って来いという話だが、それも現実にはできない。 ○市長が行った予算のパブリックヒアリングでは色々な意見があった。意見の反映の仕方・予算編成過程の示し方をどうするのか、編成していく上での議論をしないと行政主導になる。予算や財政問題を早い段階から示すことが必要だ。新しく大きな事業は、財政問題もあわせて議論し、市民にわかるようにするべきだ。 ○予算については議員間討議・協議機関の設置等のシステムを考えていくべきだ。議会は、チェック機能のみではなく、予算の修正や組みかえを市民に見えるようにするべきだ。 ○市長は、中期戦略プランを新世紀計画 2010 に代わるものとして出しているが、基本計画・実施計画も示していないのに、中期戦略プランをバイブルに 3 年間やっていくことになる。2010 のような中・長期ビジョンを持つべきだ。基本構想が昭和 52 年にできたが、実施計画も議決を受けていない。名古屋市の基本的なあり方が掘り下げられることなく、議決を受けずに世に出る。条例をつくって、議会が議決して、10 年の市の施策のあり方を議論する場をつくるべきだ。 ○基本計画や実施計画等、地方自治法第 96 条第 2 項による議決を増やすべきだ。議会側は意見は聞かれるが、議決はしていない。議会が議決するものは何か、ルールづくりをするべきだ。 ○予算について、最後に総括的に本会議で議論するというのはいい方法だ。 ○計画すべてについて議決する必要はないが、必要なことは議決事項にするべきだ。 ○基本計画・実施計画・長期的ビジョンを示すのが行政の責任だ。所管事務調査で議会を通ることは、市民にわかりにくい。名古屋市全体に関わる 10 年以上の長期計画には議決で関与すべきだ。行政は自らの壁になるような条例をつくるわけがない。研究会としての条例の提出を検討してほしい。 ○10 年の計画を議決しても、5 年くらいして長が必要と判断したら計画を変更して、また議決すればいい。 ＜学識経験者の意見＞ ○予算について、いつ、どういう内容が決まるかがわかりづらい。中間で予算を検討する会期を設けるのはどうか。市民の声をどう反映するかだ。予算審議が一問一答であっても、見切り発車が懸念される。途中で会期を増やせば予算要望できる。施策の進捗状況・ちゃんと予算がついているか等を議論する市会を開き、市民に知らせればいい。その段階のヒアリングがあり、議論があり、	

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
		施策があり、予算化される。従来の委員会のほかに、議員の公約からこれぞというテーマ別の委員会があってもいいのではないか。 ○予算は何を意味するのか、難しくわかりにくいものだ。いきなりポンと出て、どうかと言われればＯＫになるが、細かく見ると変なものが入っている。通年議会の話があるが、議員間の議論の時間があるか否かが大事だ。議論できる体制をつくること、市民に何を意味するのか共有し、体制を整える必要がある。 ○予算・決算・財政はわかりにくい。名古屋市独自で変えられるものかわからないが、わかりやすい予算・決算を検討してほしい。大なり小なり必要性があって予算はつくられている。どこかで予算が増えれば、他のどこかで予算が削られている。そこが見える形で議会で審議され、マスコミを通して市民に知らせて、選挙の判断材料となるような体制づくりが必要だ。常任委員会は必要だが、議員の審議のみではなく、行政側の答弁を市民が知りやすくなるシステムをつくってほしい。 ○予算審議は、市民から見て、やってほしいことをどう議論しているのか。単年度発想ではなく、中期的な名古屋市のあり方を議論してほしい。予算については、公聴会等を開いて、議会の議論を反映してほしい。独自条例をつくることも含めて議論してほしい。この研究会の議論や改革の提案を市民も一緒に考えられたらいい。議会の情報発信を積極的に進めてほしい。 ○長期ビジョンはあまり意味がない。どういう街にするのか、市民を交えて議論することに意味がある。 ○予算については、無駄を省くことがポイントになる。きちんと使われたか、反省した上で予算を編成して、縦割りを何とかするのが議員の役割だ。 ○行政には継続性があるが、長期ビジョンは新しい市長を縛り、硬直化するので、長期ビジョンをより良いものにかえる必要がある。今後の市長を縛ることは良くないが、市長がかわるごとに長期ビジョンがかわるのも良くない。そのバランスをとるのが難しいが、議論の経過を市民に明らかにしてほしい。	

名古屋市議会基本条例案　研究課題シート⑤

(5) 会期等の見直し

・審議に必要な適切な会期を設定する。
・臨時会の招集要請の活用

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■定例会の招集回数は年４回、年間会期日数は臨時会を含め 110 日程度(平成 20 年) ■閉会中での活発な委員会活動 ○閉会中の委員会開催日数は述べ 130 日程度(平成 20 年)	■三重県議会の取り組み ○定例会の招集回数及び会期の変更……定例会の招集回数を年４回から年２回に改め、年間総会期日数を 240 日程度に増やした。 《会期等の見直しによる成果》 ▽会期日数を増やしたことにより、地方自治法第 179 条の規定に基づく知事の専決処分は、平成 19 年中は３件であったものが、平成 20 年中は皆無となった。 ▽常任委員会については、定例会中の開催回数を前年同時期の２倍に増やしたことにより、委員会での審査・調査に時間的な余裕ができたため、委員間での討議を行うとともに、請願者や学識経験者を参考人として積極的に招致し、県民の意見を審査に反映させることができた。 ▽公聴会を開催して公述人２人から意見を聴き、審査に反映させることができた。 《今後の課題》 ▽定例会年２回制の中で、議員間討議や県民参画の機会拡大などの取組を実践し、改善を積み重ねることにより、具体的な成果を挙げていく必要がある。 ▽会期等の見直しの取組について、様々な手段により県民への広報を積極的に行い、県民の理解と議会に対する信頼を得ていくとともに、さらに県民の参加機会の拡大にも努めていく必要がある。 ▽年間議事予定以外に随時に開催する諸会議等の日程確保が難しいため、日程の設定及び調整方法について検討していく必要がある。 ▽議会の諸活動の増加に伴い、支援に当たる議会事務局の負担が大きくなっており、事務局態勢を充実する必要がある。 ■三重県議会定例会の招集回数に関する条例 三重県議会定例会は、毎年２回これを招集する。 ■大阪府議会　定例会の回数を年４回から年３回に <地方自治法> 第１０２条２項 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。	○年４回の定例会開催を通年議会とすると何が改善されるか課題を検証すべきである。 ○審議日数２００日以上を確保できれば、定例会中に必要に応じて議員同士の議論が可能になる。 ○会期だけでなく、委員会の中で十分議論を尽くせる保障が必要である。 ○会期を延ばすだけでなく、審議の中身も重要である。 ○延ばした期間で何をするのか、市民参加の機会を増やす改革とセットで検討すべきである。 ○請願・陳情・所管事務調査の審議を閉会中に集中して行うべきである。 ○単に行政のチェックに止まらず、議会からも提案したり、現市長からの提案に対応するとなると審議に時間的な余裕が必要である。 ○会期中か否かに関わらず、議員が市民のもとに出かけて声を聴く一定の時間の確保は必要なことである。 <学識経験者の意見> ○議会としてチェック機能を果たすためには、十分な審議日数の確保が必要である。 ○プロセスを議事日程、公聴会、議員同士の話合い、閉会中審査等に仕分けして、それぞれ必要な日数を示して長さの問題をアピールする点も必要である。 ○通年議会は、議会の活性化につながる。 ○ただ単にチェックするのではなく、議会からも提案したり、市長の提案に対抗したりする場合には、それだけ時間的余裕も必要である。 ○会期を長くした事例であっても、全部議会を開いているのではなく、開ける時間を取ってあるということなので余裕が生まれる。	<骨子座長案> １　議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう、十分な審議日数を確保する。 ２　議会は、前項の目的を達成するため、適切な会期を定める。 <継続課題> ○通年議会とした場合のメリット・デメリットを整理し、検討する。 ○会期を延長することによる具体的な議事日程を検討する。 ○市民参加の機会を増やす方策を検討する。 ○請願・陳情・所管事務調査の審議方法を検討する。

名古屋市議会基本条例案　研究課題シート⑥

(6) 会議の運営原則を明確化　　・議員相互間も討議する。
・議会活動の公正性、透明性を図る。

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■地方自治法、委員会条例、会議規則の規定に基づく職務遂行	■川崎市議会基本条例 （会議等の運営） 第９条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。 ■三重県議会基本条例 （議会運営の原則） 第６条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。 ２ 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。 ３ 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。 ４ 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。	○パブリックヒアリングについて、公聴人や参考人をルールとして設ける必要がある。１週間前にしか出せないなら会期を延ばす。議会も市民の声を聴く仕組みが必要だ。その上で、結論を出す前に、議員同士の討論の場を設ける必要がある。 ○議長の決め方が市民にわからない。議会の役職者の決め方は透明性が必要だ。 ○請願・陳情に関して、当局とではなく、議員間討議をやらないといけない。行政と別立てになるのはおかしいので、議員間討議プラス行政の参加が必要だ。 ○市民に開かれた議会運営が必要だ。本会議で使うパネルが傍聴席からもわかるようにするべきだ。 ○請願審査について、今は当局の意見聴取が主になっている。議員が主体的に審議するべきだ。また、代表者の発言を原則とすべきだ。 ○会議の運営は公正・透明・民主的であるべきだ。選挙で選ばれた議員は、会派等に関係なく対等・平等に扱われるべきだ。	＜骨子座長案＞ （会議の運営原則） １　議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、民主的で円滑な運営を推進する。 ２　議会の会議等は、公開を原則とする。 ３　議会運営上の課題については、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。 （議員相互間の討議） １　議員は、議員相互間において、市民の多様な意見を反映した闊達な討議を尽くす。 ＜継続課題＞ ○議長、副議長、議会運営委員会の委員長等の選出経過を明らかにすることを検討する。 ○議員相互間の討議の具体方法を検討する。

名古屋市議会基本条例案　研究課題シート⑦

(７)委員会活動を明確化　　・議案審査に限らず、所管事務調査で政策に提言する。

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■ 委員会条例の規定に基づく職務遂行 ■ 委員会記録の作成・閲覧 ■ 所管事務調査の実施	■川崎市議会基本条例 （委員会の活動） 第 10 条　委員会は、議案等の審査及びその所管に属するための事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮しなければならない。 2　委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。 （会議における質疑応答等） 第 11 条 4　委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。 ■三重県議会基本条例 （議会運営の原則） 第6条 3　議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。 4　常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。 （委員会等の公開） 第 20 条　議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。 ■三重県議会の取り組み ○　委員会の公開、テレビ・インターネット中継 ○　委員会会議録や県内外調査の概要を議会ホームページに掲載公表 ○　委員会資料の議会ホームページ掲載に向けた検討 ○　常任委員会等の審査・調査の方法 会期中の常任委員会の冒頭において、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設け、特に県民の利害にかかわる重要な議案や請願の審査に当たっては、委員会での参考人の招致や公聴会の開催など、内容に応じた的確な審査・調査が行えるよう、柔軟な運営を行う。 ○　予算決算常任委員会の設置、改革 ・平成 10 年度に、予算と決算を総合的に審査調査する予算決算	○特別委員会について、議員は質問をするが、テーマの共有化はなく、議論が深まっていない。他局のことだと議論できないことについて、フォローの仕方として特別委員会以外にも考えられる。 ○傍聴者について 7 名までということでくじ引きをしているが、できるだけ多くの人が傍聴できるよう努力する必要がある。 ○委員会活動について、日程は正副委員長だけではなく、委員会で諮る必要がある。○委員の個人視察については、政務調査費があるから、やめるべきだ。 ○委員会の傍聴人が 7 人を超える場合は別室で対応する等工夫が必要だ。 ○特別委員会について、テーマ別なのに局別に議論している。全員が参加する必要があるのか、6 つ必要あるのか。不必要ならカットするべきだ。テーマを決めて、いつまでに結論を出すか決めるべきではないか。 <学識経験者の意見> ○傍聴者については、消防法に抵触しない範囲で考える必要がある。	<骨子座長案> 1　委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮する。 2　委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う。 3　委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求する。この場合において、市長等は、誠実に対応しなければならない。 4　設置目的を達成した特別委員会は、改組する。 <継続課題> ○委員会のテレビ・インターネット中継を検討する。 ○委員会会議録のホームページ掲載を検討する。

	特別委員会を設置した。同委員会では、当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査を行い、意見、提言を行うとともに、決算審査だけでなく、前年度の政策評価にも関与し、翌年度の県政運営方針につなげる活動を行ってきた。 ・平成 16 年度には、予算と決算の一体的な審査・調査による議会機能の強化を図るため、従来の常任委員会への分割付議から当委員会への一括付託とするなど抜本的な改革を行った。 ・平成 18 年 6 月の地方自治法改正により、常任委員会の複数所属が可能となったことに伴い、委員会条例を改正し、平成 19 年 4 月 30 日から予算決算常任委員会を設置し、従来の行政部門別常任委員会との複数所属とした。		

2/2

(8) 反問権を含む質疑応答の基本原則を明確化　　・必要に応じ市長が質問したり、一問一答方式を選択する。

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■会議規則を改正し、一問一答方式の質疑応答を可能にした。	■川崎市議会基本条例 （会議における質疑応答等） 第１１条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとする。 ２ 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。 ３ 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる。 ４ 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。 ■三重県議会基本条例 （議員の責務及び活動原則） 第４条 ４ 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。 ■三重県議会の取り組み 【議場を対面演壇方式に変更】知事をはじめとする執行機関との間に緊張感ある関係を築き、本会議を通じて政策決定に係る議論を行うため、平成 15 年第一回定例会から議場の形を対面演壇方式に改めた。この議場改修にあわせ、大型映像装置等を設置した。 【政策提案から政策立案への転換】以前の本会議・委員会における議員の政策提案に対し、具体的な対応がとられないことがあったため、議員提出による政策立案に取り組むようになった。 【質疑質問方式の多様化】従来の一括質問方式に加え、一問一答方式を含む分割質問方式も選択できることとした。	○持ち時間制で一問一答は多数会派に有利だ。短時間では一問一答はやりにくい。議会のルール・議論のあり方をゼロベースで議論する必要がある。 ○本会議の質問時間の制限はやめるべきだ。 ○市長の反問権は、質問の範囲内で認めるべきだ。議論を深めるためのものだ。争点をずらすようなものはいけない。 ○本会議における質問時間の制限は、時間制限が全くないというのはいけないが、議員間は平等である必要がある。 ○議会も局別の発想が身についている。局別の質疑を変えていくべきだ。 ＜学識経験者の意見＞ ○長がまともに答えないことはどこでもある。時間を決めてルールづくりをすると面白い。長く話しても中身は同じ。時間ではなく中身の問題。	＜骨子座長案＞ １　議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について、会議等において市民にとって論点及び争点を明らかにするよう質疑し、又は質問する。この場合において、市長等は、誠実に答弁しなければならない。 ２　会議等における議員と市長等の質疑応答については、議会は、必要に応じ一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の効果的な方法を選択する。 ３　市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。 ＜継続課題＞ ○市長の反問権を検討する。

名古屋市議会基本条例案　研究課題シート⑨

(9) 市民参加の促進、市民の多様な意見の反映

・市民の多様な意見の把握
・市民が参加する機会の確保

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■聴聞会の開催 ■懇談会の開催 ■請願・陳情制度 ○口頭陳情の実施 ■市民 3 分間スピーチ制度の検討 ＜資料　本市公聴会実施事例＞	■川崎市議会基本条例 （市民との関係） 第 12 条　議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。 2　議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。 ■三重県議会基本条例 （県民の議会への参画の確保） 第 18 条　議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 2　議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。 ■三重県議会の取り組み ○住民の議会への直接参加……県民から直接議会に政策提言ができるシステム「政策提案制度」の実施、「みえ県議会だより」による県民意見募集、女性議会等県民との意見交換等の実施 、「議長の県民ふれあいトーク」の開催 、「三重県議会県民ミーティング」の開催等 ○傍聴規則の見直し……傍聴席での写真、ビデオ撮影、録音等を解禁等	○多様な意見を把握することは、重要なことである。 ○地域・市民から求められるテーマやニーズを捉え、連携をとって推進すべきである。 ○議会を体験できる市民を増やすべきである。 ○傍聴、公聴会でも市民には意見の陳述の権利があるという理解をすべきだ。 ○市民が参加する機会をどれだけ増やすかという数値目標を持った方がよい。 ＜学識経験者の意見＞ ○市民の多様な意見を把握することは、議員定数のあり方にも大きく関わってくる。 ○３分間スピーチに限らず、市民が発言・提言できる時間的な保障をし、より充実した制度を検討すべきである。 ○広報といった一方的な情報発信だけでなく、市民から意見を聞く双方向性を持たせるべきである。 ○市民参画の態度を示すことが重要である。 ○議会基本条例についても、市民意見を求めるべきである。 ○議会基本条例をまとめる段階においても、市民意見を聞く機会を設けることは必要である。 ○名古屋市は、他の地方公共団体と比べて市民参加の機会は多い方であるが、争点を選んで可視化しないと市民を巻き込んだ議論が難しい。	＜骨子座長案＞ 1　議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会を確保する。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。 2　議会は、市民 3 分間議会演説制度の実施、請願及び陳情の審査における口頭陳情の実施のほか、市民が議会活動に参加する機会を設ける。 3　議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を活用する。 4　議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる。

(10)広報の充実　　・情報発信に多様な手段を活用する。
　　　　　　　　　・マスコミの活用

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■名古屋市会ホームページの運営 ○本会議インターネット中継 ○会議録のインターネット公開 ■広報なごや市会だよりの発行 ○年５回発行	■川崎市議会基本条例 （広報の充実） 第 13 条　議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。 ■三重県議会基本条例 （広聴広報機能の充実） 第 19 条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。 2　議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。 ■三重県議会の取り組み ○三重県議会ホームページの充実 ○本会議のテレビ中継 ○委員会のテレビ・インターネット中継 ○分かりやすい「議会運営用語解説」の作成、配付 ○「わたしたちの県議会」ＤＶＤの制作、放映等 ○「みえ県議会出前講座」の実施 ○「編集アドバイザー制度」の導入に向けた検討 ○議長定例記者会見の実施	○市民が何を知りたいかを見極めて、正確・迅速に情報を発信する必要がある。 ○議会が審議内容を発信してこなかったことを踏まえ、情報発信手段としての第一歩として市会だよりのあり方を見直すべきである。 ○市会だよりのあり方を議員同士で議論すべきである。 ○市会だよりの編集には議員も関与すべきである。 ○市会だよりの本会議発言には、氏名を掲載すべきである。 ○市会だよりに対する経費と体制の充実が必要である。 ○テレビ中継も検討すべきである。 ○委員会の録画撮りについても、再度検討すべきである。 ○データ放送の活用を検討すべきである。 ○委員会もインターネット中継を行うべきである。 ○中身のない議論では報道されないので、議会の方向性を出してアピールすべきである。 ○市長と議会とが双方向で報道されなければいけない。 <学識経験者の意見> ○この研究会の情報をホームページで探せなかったので、議会のホームページをもっとわかりやすくすべきである。 ○マスコミに頼らず、メディアを自分で作ること（例えばケーブルテレビなど）も必要である。 ○マスコミ報道は間違ってはいないが、客観的に事実が伝わらない場合もあるので、議会自らが議会での議論を伝える役割がある。 ○市会だよりを早く出し、また内容を見直すべきである。 ○争点を単純化、可視化して世論を形成する必要がある。 ○上手に情報発信すれば、偏らない世論になり、さらに継続することで、議会のあり方や地方自治のあり方の議論が進む。 ○市民に一番近い市町村が情報を発信して、偏らない世論を形成する必要がある。 ○どうやったら報道されるのかを議会も考えるべきだ。 ○議員が足、口を使って議論の内容を伝えることも重要である。	<骨子座長案> 1　議会は、市会だより、ウェブサイト、インターネット中継等多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信する。 2　市会だより、ウェブサイト等は、議会活動を市民にわかりやすく説明するため、議員で構成する編集委員会により編集する。 3　議会の広報の内容及びあり方については、常に検証し、充実する。 <継続課題> ○本会議のテレビ中継を検討する。 ○データ放送の活用を検討する。 ○マスコミに報道してもらえるよう争点を単純化、可視化する。 ○市会だよりに対する経費と体制の充実を検討する。 ○議会の定例記者会見の実施を検討する。

名古屋市議会基本条例案　研究課題シート⑪

（１１）会議、情報の公開原則の明確化　　・傍聴しやすい環境整備
・会議資料の公開

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■委員会において傍聴可能（定員７名）。21 年 11 月定例会より最後まで傍聴した傍聴人は委員会資料を持ち帰ることが可能 ■委員会記録を市会図書室、市政情報センターで閲覧可能	■　川崎市議会基本条例 （市民との関係） 第１２条　議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。 ２　議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。 （会議等の公開） 第１４条　議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。 ■　三重県議会基本条例 （県民の議会への参画の確保） 第１８条　議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 ２　議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。 （委員会等の公開） 第２０条　議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。 （議会活動に関する資料の公開） 第２１条　議会は、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。 ■　三重県議会の取り組み ○　抽選にもれた傍聴希望者は、別室に設置したモニターテレビで委員会を傍聴 ○　委員会会議録を議会ホームページに掲載	○発言者が誰なのか、傍聴者にもわかる工夫をすべきである。 ○可能な限りリアルタイムに、情報を公開すべきである。 ○傍聴希望者が多い場合には、大会議室を利用するなど、市民に議会体験の機会を増やすべきである。 ○すべて公開にして、議会の発信力を高める必要がある。 ○市民に伝えたつもりでいたが、実は伝わっていなかったことを反省すべきである。 ○議案についての各議員の賛否を明らかにすべきである。 ○これまでの経過、予算の問題もあるが、情報の公開は、今すぐにでもやれる改革である。 ○会議情報の公開の観点から、委員会の音声だけの録音許可では十分な公開とはいえないので、映像も許可することを検討すべきである。 ＜学識経験者の意見＞ ○委員会の開催日や傍聴手続がわかりにくい。 ○誠実な情報公開が求められるので、音声だけ公開するという方式は良くない印象を与える。 ○いろんな形で情報公開する方法を考えるべきである。 ○市民の方を向いて議論していることを見えるようにすべきである。	＜骨子座長案＞ １　議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議等の日程、議題等を市民に周知する。 ２　会議を休憩するとき又は変更のあるときは、議会は、再開の時刻等の情報を傍聴者に周知する。 ３　議会の会議等で用いた資料は、積極的に公開する。 ４　議会は、市民が傍聴しやすい環境を整備する。 ＜継続課題＞ ○委員会室の撮影スペース、傍聴者スペースを検討する。 ○議案についての各議員の賛否を明らかにすることを検討する。 ○委員会会議録のホームページ掲載を検討する。 ○委員会の傍聴者数、モニターテレビによる委員会の傍聴を検討する。

名古屋市議会基本条例案　研究課題シート⑫

（１２）政策立案機能及び調査機能の強化　・監視、評価機能の強化
・専門的知見者の活用

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■地方自治法に基づく職務遂行	■川崎市議会基本条例 （議会の機能の強化） 第 15 条　議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。 ２　議会は、地方自治法第 100 条の２に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。 （調査機関の設置） 第 16 条　議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 （議会局） 第 17 条　議会は、議会の政策立案能力を向上させることにより、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。 ■三重県議会基本条例 （監視及び評価） 第９条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。 ２ 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。 （政策立案及び政策提言） 第 10 条　議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。 （議会の機能の強化） 第 11 条　議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。 （付属機関の設置） 第 12 条　議会は、議会活動を通じ、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。 （調査機関の設置） 第 13 条　議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 ２　議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。 ３　第１項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。 （検討会等の設置） 第 14 条　議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。	○地方分権を進める上で政治主導は不可欠である。 ○特別委員会は１年で議員が代わって、長期的に提言をまとめる等をしていないが、政策立案機能や調査機能を発揮すべきだ。 ○常任委員会の機能を強化・充実させ、政策立案をし、勉強会を開くことも考えられ、条例に書き込めるならば書き込んでほしい。 <学識経験者の意見> ○政務調査費がどのように使われているのかが問題だ。 ○政務調査費の一部をプロジェクトでプールするやり方をすれば、日本初だ。 ○「専門的知見者の活用」といっても、きちんとした調査をするのはたいへんで、コストもかかる。そのコストを定数削減で対応する、弁護士や公認会計士を貸切にするなどの方策が考えられる。 ○名古屋市は、財政的に自立できる数少ない都市なので、財源を減らして議会が行革をするとこうなるというのをタウンミーティングでやってほしい。 ○政務調査費の領収書を公開して、使途を明確にすれば議会が活性化するわけではない。公開して政策能力向上をどうするのか、これだけもらわないとやれないことを示す必要がある。	<骨子座長案> １　議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化する。 ２　議会は、地方自治法第 100 条の２に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用する。 ３　議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置する。 ４　議員は、議員間における討議を通じて、政策立案、政策提言等を積極的に行うとともに、必要に応じ、検討会等を設けることができる。 ５　議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する市会事務局を機能強化する。 ６　市長は、議員の調査研究及び行政の監視活動を充実させるために、議会から求めがある場合には、人員の配置、予算の計上その他の必要な措置を講ずるものとする。 <継続課題> ○調査機関の活用策を検討する。

	2　前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。 （議員間討議） 第 15 条　議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前２条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。 ２　議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。 （研修及び調査研究） 第 16 条　議員は、政策立案及び政策提言能力向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。 （議会事務局） 第 25 条　議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。 ２　議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。 ■三重県議会の取り組み ○　執行機関からの要請による審議会等の充て職の役員就任の見直し ○　執行部との協働によるプロジェクトチームの設置 ・東紀州地域経営創造会議 ○　議長の私的諮問機関の設置 ・三重県議会公営企業事業民営化検討委員会 ○　学識経験者等による附属機関、調査機関の設置 ・議会改革諮問会議、財政問題調査会 ○　議員間討議を行う検討会の設置 ・道州制・地方財政制度調査検討会 ・政策検討会議 ○　政策提案から議員提出条例による政策立案への転換 ・政策に係る議員提出条例（平成６年以降　17 件） ○　企画法務課の設置、衆議院等への研修派遣、法科大学院等とのインターンシップ制など、事務局によるサポート体制の充実		

名古屋市議会基本条例案　研究課題シート⑬

(１３)図書室の充実　　・議員による調査研究の充実

<table>
<tr><th>名古屋市会の現状</th><th>他議会の状況</th><th>研究会の議論</th><th>まとめ</th></tr>
<tr>
<td>■議員の利用状況
<table>
<tr><th></th><th>20 年度</th><th>21年度(11月末迄)</th></tr>
<tr><td>利用者数（人）</td><td>３０４</td><td>１８０</td></tr>
<tr><td>貸出状況（冊）</td><td>１１６</td><td>６０</td></tr>
<tr><td>レファレンス（人）</td><td>１２２</td><td>６０</td></tr>
</table>

蔵書数：約２万冊

取り組み
・　日経テレコン、官報情報検索システムの配備
・　市民及び当局への開放
・　貸出・蔵書管理の導入のため、バーコード管理の導入</td>
<td>■　川崎市議会基本条例
（議会図書室）
第１８条　議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

■　三重県議会基本条例
（議会図書室）
第２６条　議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。
２　議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

■三重県議会の取り組み
議会図書室の機能強化を図るため、次の取り組みを行っている。
○　蔵書の一般教養、社会科学への絞り込み
○　レファレンスサービス向上のため、日経テレコン、官報情報検索システム等の配備
○　図書室の県民及び執行機関への開放
○　閉館時間の延長（午後６時まで）
○　貸出・蔵書管理の導入のため、バーコード管理の導入
○　三重県図書館情報ネットワークを利用した三重県立図書館からの蔵書の借受け</td>
<td>○図書室の充実について、議会の活動がすべてわかる形に整える必要がある。議員ごとの賛否がわかるようにしてほしい。政務調査費の使途の公開等、情報公開請求をしなくても、議会情報がわかるようにしてほしい。</td>
<td>＜骨子座長案＞
１　議会は、議員の調査研究に資するために設置する市会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能を強化する。
２　議会は、市会図書室において、議会に関する情報を整理し、市民に対し情報を発信する。

＜継続課題＞
○閲覧資料の充実を検討する。</td>
</tr>
</table>

名古屋市議会基本条例案　研究課題シート⑭

(14)定数等、議会や議員の身分に関する原則

・条例を制定、改廃をする場合は、この条例の趣旨を尊重し、議員又は委員会が議会自ら議案を提出する。

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論	まとめ
■　議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開については、それぞれ個別の条例で定めている。	■川崎市議会基本条例 （他の条例との関係） 第 19 条　議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定める。 2　前項の条例について、これを制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するものとする。 ■三重県議会基本条例 （政務調査費） 第 17 条　会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性を確保するものとする。 2　政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。 （他の条例との関係） 第 27 条　この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。	○少数者の意見を守り、多様性のある声を反映させることが議員の役割である。 ○定数半減では民意を反映できないので、削減すべきではない。 ○色んな人の意見を反映させる人数を確保すべきだ。 ○報酬があってこそ、市民のためという思いは強く、報酬に高低や使い方を含め、市民の理解が得られる形で決めていきたい。 ○議員は、名古屋市民の代表であることを前提とするが、行政区の代表でもあるので、分区、合区などの区のあり方や広報の充実と同時に議論すべきだ。 ○政令指定都市を比較すると名古屋市の削減率は高く、現時点でも少数者の意見を反映しているのか疑問だ。 ○上限数を定めている法律の趣旨からも、これ以上は削減すべきでない。 ○いかに民意を議会の中で発揮していくかということが重要だ。 ○多様な少数意見の反映が議員の使命であり、いたずらに減らすのはいかがなものか。 ○各区の数字が精査されて７５人になっている。 ○ある程度議員が活動できる中で見返りを求めないという意味でのボランティアならば納得できる。 ○ロサンゼルスでは、議員１人につき事務所費で１３０万ドルが支給されている例のように、一面だけ捉えて比較すると誤解が生まれる。報酬だけの比較では公正な議論にならないので、比較するべきでない。 ○定数について、市民感情は「減らせ」だ。定数を減らして、待遇をよくしろという意見もある。 ○議員１人当たりの人口は何人にすれば適正な民意の反映になるのかを議論し、議会基本条例に書き込んでもいいのではないか。 ○議員が仕事に集中できる体制・待遇は必要だ。議員による改革と市長のいう改革とは質が違う。一見いいように見えても、将来を見据えて判断しないと市民生活に影響が出る。 ○定数については、名古屋市の減員率は高い。名古屋の議員にふさわしい定数と報酬を考えるべきであり、拙速に結論を１、２ヶ月で出すべきではない。 ○行政区の代表という位置づけがあるので、行政区の最低限の定数２人は堅持すべきだ。 ○３万人をキーワードに定数を逆算すると７５人は適正だ。 ＜学識経験者の意見＞ ○市長等は、選挙で民主的に選ばれているが、その市長がすべてをきめていいわけではなく、少数意見を議会として市政に反映させないといけないが議員が５、６名では反映できない。 ○定数の妥当な数については、難しい問題だが、少なければいいというのは暴論	＜骨子座長案＞ 1　議員定数、議員報酬及び政務調査費に関しては、別に条例で定める。これらの条例について、これを制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、議員がこれを提出する。 2　議員定数については、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、市政に民意を反映できるよう、人口比例、他の同規模地方公共団体との均衡等を考慮し、別に条例で定める。 3　議員報酬については、本市の処理する事務の範囲、財政規模から議員が広範囲な責務を全うするには、議員活動に専念できる制度的な保障が必要であることを勘案の上、公選としての職務及び他の同規模地方公共団体との均衡等を考慮し、別に条例で定める。 4　政務調査費については、使途の透明性を確保し、調査研究活動が適切に行われるよう、別に条例で定める。

1/3

だ。
○規模の大きな名古屋市で、議員をボランティアにしてちゃんとチェックできるのか疑問である。
○サラリーマンをやりながら議員をやるのは不可能であり、利権の確保に走る人が出るのではないか。
○報酬を多くもらうかわりにしっかり働き、働かない人は次の選挙で落とすという考えもできる。
○議員の仕事内容がわかるようにしないといけない。
○口利きなど権力乱用があれば、議員辞職につながるようなクリーンなものにしていくべきだ。
○他の政令指定都市と比較しても名古屋市の報酬が高いわけではないし、定数も多いわけではない。
○他都市にも影響があるので、１、２ヶ月で拙速に結論を出すのではなく、時間とコストをかけてきちんとした結論を出すべきだ。
○県内で不均衡になってはおかしいので、エリアの中の平等は必要だ。
○一番少ない区を１人として、比例させるという考え方もある。
○通説では、定数は議会で決めるべきとされている。
○議会の意見は、一定程度尊重されるべきである。
○今の議会がいいと思っているわけではないので、ボランティアであるべきという指摘そのものは正しい。自分を支持した人だけのための存在であってはならず、これだけ定数を減員しているからいいという考えは安直である。その一方であまり減らすのはいけない。
○自分の代わりに議員が代表としてそれだけの仕事をしているならば、報酬は高いとは思わないが、市民に議員が頑張っている姿が見えにくく、市民への報告がないと、報酬が高いと思われてしまうので、頑張りを市民に伝える方法を議論してほしい。党派を超えて各区で報告会をやるのがいいではないか。
○活動していない人が選挙で選ばれ、何期もやれるというように映れば、制度の見直しが必要だ。
○今の定数でいかに市民ニーズを把握するかが大事であるので、市議会の理念を達成するためのシステムを条文に反映させ、議会基本条例の中で議員の責務等を明確にするべきだ。
○定数を少なくするといいこともあるが、１人区での選挙は小選挙区制になってしまう。○２大政党化が進む中で少数意見が反映されにくくなっている中で、どこまで少なくできるかを現実に考えないといけない。
○議員のボランティア化は兼業が普通かどうかがポイントであるが、名古屋市では難しい。
○選挙はお金がかかるので、それをどう担保するかが問題だ。
○市民が議員の存在を感じていないのが問題だが、定数が何人が妥当かは難しい。
○市長は、コストダウンのために定数減をいっているようには見えず、定数の削減について、コストだけで考えるのはよくない。
○名古屋市は、自力で地方分権を進められるので、定数の上限を撤廃してもよいのではないか。

		○都市間で定数の引き下げ競争になる可能性がある。 ○定数半減が政治の質を高めることにつながるかどうかはわからないが、個性のある市長への対応は場当たり的なものになるが、後世を考えて、それでよいのか。 ○定数について、市長の発想は、他政令市もだめというものなので、政令市を比較してランクづけしても説得力がない。市長とは違う発想での理念づくりが必要だ。	

2010年2月1日

名古屋市議会基本条例研究会
座長 吉田隆一様

市会議員　とみた勝ぞう

議会基本条例への提言

現在、名古屋市議会基本条例の制定について、検討が進められていることは、名古屋市会史上画期的なことであり、期待しているところです。
ついては、検討にあたり下記事項を是非ご考慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1、議会基本条例は市民・議会・議員のあり方を問う理念的な規定と、その理念を実現するための実体的規定からなるものと思われるが、理念的規定については、後世まで評価されるような格調高い規定とすること。

2、実体的規定での、要望事項

①反問権
反問権は認めるべきと考えられるが、乱用については議長・委員長による規制が必要である。かつその所用時間については、本会議で定められた質問の持ち時間外とすること。

②特別委員会
現在の常任委員会・特別委員会は、審議内容からみて、屋上屋を重ねるきらいがある。特別委員会は東京都やその他の指定市で行っているようにプロジェクトチームとして問題あるごとに設置し運営すること

③議会報告会の実施
議会基本条例先進市（北海道栗山市　三重県伊賀市）などのように、議会が議会報告会を開催すること。具体的には区単位で、区選出議員全議員がそろって、最低年１回は開催を原則とする。

④長期総合計画の議決事項化
まちづくりの基本となる長期総合計画（2010プランや中期戦略ビジョン）などは、議会の議決事項とすること（自治法96条２項で可能）

⑤議員定数
議員定数について、種々意見が述べられている。一方で市民の意見は多様化しており、市長や議会はこの多様な意見を吸い上げ、一つの政策にまとめあげる責務がある。どんな市民でも議員になろうとした時に、選挙に出やすい環境を整備するべきであって、むやみな議員定数の削減は、多様な議員で構成されるべき議会と方向を異にとにするものである。

⑥議員報酬
議員報酬についても、④と同様にどどんな市民でも議員になりやすくするため、むやみな報酬削減はするべきでない。議員や市長の思惑でなく報酬審議会で公平公正な決定がなされるべきである。

⑦政務調査費
政務調査費については公開し、原則として議員個人へ支給すること。
　１万円以上の領収書はコピーを提出する。かつ１円以上すべてを記載した金銭出納簿の提出を義務付けること。１万円未満の領収書は市民の要求があれば公開する。交付金額については、減額を検討すること。

⑧議会事務局の機能強化
議会や員の立法調査機能の強化が求められている。そのため議会事務局の補佐機能を強化充実することが必要である。

第　号
平成 22.2. 1
市会事務局
収受